

女性のための 人権

—国際社会の取り組みを中心に—

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
(略称/アジア女性基金)

女性の 人権

まえがき

1945年に第二次世界大戦が終わり、再び人類に戦争の惨害や悲哀をもたらさないとの誓いの下に、国際社会は国際連合（国連）を設立し、その憲章に初の国際的合意として、達成すべき目標の一つに「男女平等の基本的人権」を設定しました。女性が男性と平等である社会の実現こそ、より大きな自由の中で社会的・経済的発展を促進し、正義を重んじる平和な世界を構築することになると確信した結果です。そして男女平等を効果的に達成するために、すべての人の人権問題に取り組みながら、同時に女性の地位向上にも取り組みを開始しました。現在国際社会は、女性の人権問題を優先事項としています。

あれから半世紀以上が経過し、間もなく21世紀に突入しようとしています。その間、80年代後半までの長期にわたる東西冷戦は、人権問題も例外なく政治問題化し、その後遺症は今も尚、民族紛争や地域紛争の場で見られます。冷戦は明らかに人権の促進や擁護に対しても、否定的な側面がありました。例えば、1994年に初めて任命された国連人権高等弁務官は、任命が発案されてから実現までに40年以上の歳月を要しました。とはいっても、遅速ながら着実に成果を上げていたことも事実です。今日までに、世界人権宣言を初めとして、数々の宣言が採択され、そして締約国にとっては法的拘束力を持ち、平等な取り扱いを義務づける女性の権利を守るための条約や、他の諸条約・協定、様々な基本的原則や行動基準の主要な枠組みが確立されて、それらは国家が個人に係わるほとんどすべての分野を網羅しています。

「女性の権利は人権である」との原則が1993年の世界人権会議で確立され、1995年北京における第4回世界女性会議でも再確認されま

女性の 人権

した。1999年3月、国連女性の地位委員会は、「女性に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」選択議定書を採択し、それは1999年の総会で最終的に採択される見込みです。採択されれば国がその議定書の締約国であることが条件ですが、女性は個人でも集団でも権利の侵害を当該条約下の機関に通報し、女性の権利の重大または組織的な侵害状況について調査を開始することを認める画期的な条約になるものです。国際社会が国連を通じて達成した20世紀の成果の一つは、それらの拘束力を持つ一連の国際人権法を採択したことであり、それを21世紀には、より効果的に活用することが出来ます。

さて、それでは女性の人権の現状はどうなのでしょうか。男女間の不平等は依然として継続し、経済的発展や人間が幸福を得る上で障害になっていると、国連事務総長は1999年度事業報告書で指摘しています。現状を見ると、世界のあらゆる地域で女性が暴力を受けている状況が依然として続いている。例えば、多発している様々な形態の武力紛争もそうですし、家庭内暴力も、勿論、同様です。そのような状況下では女性が基本的人権を享受できません。

この小冊子では、女性の人権についてより広く理解を深めて頂くために、そして女性の尊厳と名誉が傷つけられる過去の「慰安婦」制度を生んだような出来事を決して繰り返さないための一助になることを願い、国際社会の取り組みと経緯を中心に、説明を試みました。

女性の 人権

目次 Contents

Q01 「女性の人権」 男性の人権とは異なるものですか？	5
Q02 「女性の人権」 なぜ、強調され特別に扱われるのですか？	6
Q03 「女性の人権」 国連が取り上げたのは、なぜですか？	8
Q04 「女性の人権」 初めて取り組んだのが、国連なのですか？	9
Q05 「女性の人権」 国連が人権問題を取り上げた理由は？	11
Q06 「女性の人権」ところで、そもそも人権とは何ですか？	12
Q07 「女性の人権」 基本人権や基本的自由とは？	13
Q08 「女性の人権」 関係する国連の基本的文書は？	16
Q09 「女性の人権」 国連のどの機関で、どのように審議されますか？	18
Q10 「女性の人権」 国連での、過去50年以上の審議の成果は？	21
Q11 「女性の人権」 条約の批准は、なぜ必要なんですか？	25
Q12 「女性の人権」 今、何が最も問題なのですか？	26
Q13 「女性の人権」 女性に対する差別とは？	27
Q14 「女性の人権」 女性に対する暴力とは何ですか？	28
Q15 「女性の人権」 女性に対する家庭内暴力とは？	30
Q16 「女性の人権」 武力紛争下で女性の人権を擁護するには？	31
Q17 「女性の人権」 女性の人身売買は、なぜ現代版奴隸制度と言われるのですか？	32
Q18 「女性の人権」 人権問題は、国内問題ではないのですか？	34
Q19 「女性の人権」 NGOの役割は？	36
Q20 「女性の人権」 なぜ、アジア女性基金も取り組んでいるのですか？	39

女性の 人権

男性の 人権とは 異なるもの ですか？

いいえ、決して異なるものではありません。女性も男性も自分自身の意志で性別を決めて生れてくるわけではありません。何れの性で誕生してきても同じ人間に変りはありません。

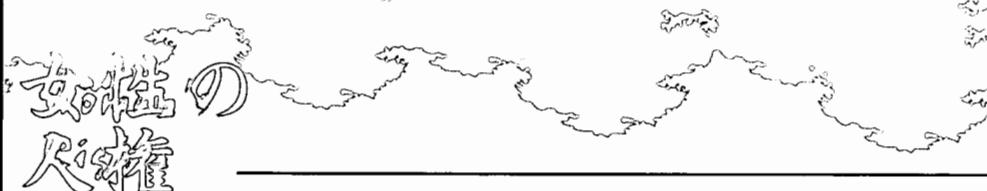
男女の権利、つまり人権は平等で、そして同等です。

1945年6月26日に採択された、国連の憲章は初の国際的合意として、「男女同権は基本的人権」であると宣言しています。勿論、男女とも生物学的な性(sex)の違いが自然に備わっており、女性には次世代を再生する役割（つまり子供を妊娠し出産すること）として1994年9月にカイロで開かれた国連の国際人口開発会議で、女性自身が家族計画を考慮しながら、自己の判断で何時子どもをやどし、出産するかしないかを決めることができます。それは性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス・ライツ）です。

重要なことは、その性やジェンダー（性差）により、女性が区別され、排除され、あるいは権利を制限されて、差別される根拠にならないことです。そのような差別は女性の人権を否定することになります。女性の権利は、人権そのものなのです。

Q1

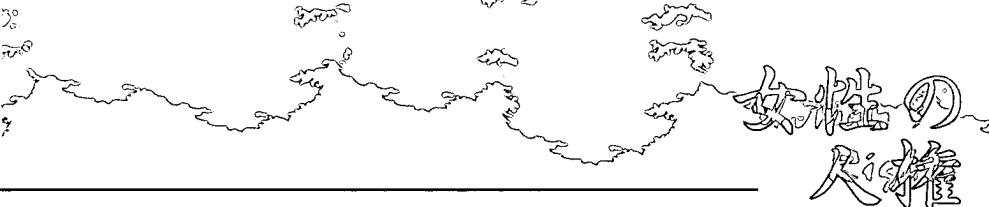
国連は毎年3月8日を「女性の権利と
国際平和の日」と制定しています。



なぜ、強調され特別に扱われるのですか？

それは、人権侵害の中には、女性に特別な配慮をしないと、防ぐことのできない状況が非常に多くあるためです。従って、女性の人権擁護には、すべての人の人権を擁護するための活動と、女性の地位を向上させる活動にも同時に取り組まなければなりません。その取り組みは非常に広範囲にわたります。そのような状況の一例は、次の通りです。

- 極貧にあえぐ女性たちの問題です。世界人口の四分の一は極貧層ですが、その大多数の社会的弱者は女性や少女たちです。そこには彼女たちの深刻で不平等な人権問題、人権侵害、性的虐待、人身売買などの問題があります。
- 法の下では、女性と男性は平等であると規定されているのに、事実上は不平等でその差は大きく、女性が差別を受け、不利に扱われることが多いのです。差別は人権を否定するものです（Q13参照）。そのような状況を黙認し、あるいは改善を遅らせている原因は、多くの国で伝統的な慣行や、文化的・宗教的価値観により、女性は男性に従属し、服従し、家で子育てや、世帯のやりくりに専念すべきであるとの固定的役割観念が依然として根強いからです。
- 女性が懸念している問題は常に周縁化（端の方へのけられて、重要視されない）され、あるいは社会に立ちはだかる「より深刻な問題」に見えるものに優先順位を奪われ、二義的に取り扱われる傾向があります。また、すべての人の人権問題を取り上げる場合に、一般的な人間（manやmen、あるいは all brothersのように表現されている）の代表としての男性のことが中心に議論され、女性への視点が薄れたり、軽視されたり、抱える問題が正当に反映されない場合も多く見られます。そのような状況では男女平等や、女性の基本的人権は、これからも長年にわたり達成されることは期待できません。



- 女性が暴力を受ける状況が依然として続いています。例えば、多発している武力紛争での犠牲はもちろんですが、家庭内暴力も同じです。女性に対する暴力の大多数は家庭内で起こっています。全女性の25%から50%がその夫や恋人たちから身体に暴力を受けています(UNDPの「1999年人間開発報告書」より)。そのような状況下では女性の基本的人権は決して護られることはありません。
- 第一次世界大戦では、戦争犠牲者に占める非戦闘員の民間人の割合は5パーセントでしたが、第二次大戦でこの数字は50パーセントに跳ね上りました。そして1945年より1992年の間に内紛も含めて149もの戦争があり、2300万人以上が死にました。平均すると、この期間の戦争の年間犠牲者数は19世紀の2倍以上、18世紀の7倍にもなります。犠牲者の約80パーセントが民間人です。そして、その多くが女性と子どもたちです(ユニセフの1990年および1996年「世界子供白書」より)。男たちの始めた紛争で、何の関係もない女性たちが強姦され、傷つき、そして殺されているのです。
- 女性に対する差別の撤廃は優先事項です。「2000年までに、完全な男女平等を達成する」との国際社会の目標があり、それは1985年にナイロビで開かれた国際女性会議(第3回)で、参加国が満場一致で採択した将来戦略です。

女性の 人権 Risshin

国連が取り上げたのは、なぜですか？

長年にわたり、破壊的だった第二次世界大戦（1939年～1945年）は、戦争の当然の結果として甚大な人的物的被害をもたらし、反面、女性に対する数多くの障害を取り除く効果がありました。多くの国で、男性と女性は平等に協力して働き、戦い、そして傷つきました。多くの人々は戦争の終結により、男女平等の考え方方が活力を与える平和な世界、つまり女性が、男性と同じ自由と地位を享有することのできる世界が生まれることを強く望みました。戦争末期の1945年4月から6月にかけての数ヶ月間に、国連憲章の起草者たちは、サンフランシスコで会合し、NGO（非政府組織約40以上＝女性団体、労働組合、少数民族団体、宗教団体など）や、女性の代表たちの働きかけに促され、このビジョンを国連創設文書（国連憲章）の中に、次のように織り込むことに成功しました。

- 「われら連合国の人々は、……基本的人権と人間の尊厳および価値と男女……の同権とに関する信念をあらためて確認し…」（前文）
- 「国際連合の目的は、…………人種、性、言語または宗教による差別なく、すべての者のために人権および基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」（第1条3項）
- 「国際連合は、その主要機関及び補助機関に男女がいかなる地位にも平等の条件で参加する資格があることについて、いかなる制限も設けてはならない。」（第8条）

つまり、男女同権や、人権および基本的自由を国際協力により達成しようとしたのであり、そのために国連が模範を作って、中心的な役割をする場になることを意図しました。

初めて取り組んだのが、国連なのですか？

Q4
Q3

いいえ、初めてではありません。国連が誕生する1945年以前は、米州機構(OAS= Organization of American States)の先駆者である汎米連合(Pan American Union)と国際連盟(League of Nations、国連の前身)が扱っていました。両者とも先駆的な努力をしていました。従って、国連創設時には、女性の権利に関する国連憲章の規定の文言についての基礎作業に大いに役立ちはじめました。それらの先駆的な努力の一例には次のようなものがありました。

- 汎米連合は、1923年、サンチャゴ会議で女性の政治的・市民的権利の行使に対する憲法上および法律上の障害をいかに取り除くべきかという問題を全員合意の下で提起しました。ハバナで集会した代表たちは、米州女性委員会の設立を1928年までに決定していました。その委員会の使命は、市民的・政治的分野における女性の平等を達成するための第一歩として、ラテン・アメリカの女性の状況を調べることになりました。米州女性委員会の活動は、1933年に「既婚女性の国籍に関するモンテビデオ条約」の採択をもたらし、それは国籍に関して男女平等を宣言する最初の国際条約でした。
- 1933年、国際連盟は、その条約をすべての加盟国が批准するよう推奨しました。国際連盟は、1919年4月28日、国際連盟規約の採択をはじめ、女性のための幾つかの他の処置を講じました。その連盟規約には、加盟国が男性、女性や子どもに、公正で人道的な労働条件を保障し、女性と子どもの人身売買を止めさせるために努力すべきであると宣言しました。また国際連盟はその事務局に女性職員を採用することを決定しています。当時としては画期的なことでした。

女性の 人権

- 女性の人身売買問題（今世紀初頭からの奴隸禁止運動の焦点でした）は、国際連盟の大きな関心事でした。国際連盟の活動により、売春からの搾取を禁止する条約を採択するための道筋が作られました。「人身売買および他人の売春からの搾取の禁止に関する1949年条約」（1949年12月2日国連総会で採択、1951年7月25日発効）があります。この条約のおかげで、性の商品化、つまり女性の人間性を剥奪し売買の対象として取り扱うことは、多くの社会にいる女性の低位を存続させることになるという基本的な考え方が確立されたのです（Q17参照）。
- 国際連盟は、NGOと女性代表たちの働きかけにより、新しい国際協定作りの準備のための措置として、女性の権利の状況調査に着手しました。選挙権、財産と所得の管理、子どもの保護および監督の問題、および労働権などの事項について情報が集められました。それらのデータから、女性の権利は国家により大きな相違があることが明らかになりました。
- 1937年に国際連盟は、世界中の女性の法的地位の研究という、極めて意欲的なプロジェクトに着手したのです。公法、私法、刑法の効力を評価することを目的としたその研究は、幾つかの研究機関によって行われ、女性団体と定期的に協議する権限を与えられた専門委員会により監督されていました。しかし、三つの部門の一部、つまり私法の下の女性の地位に関する研究が完成した直後に、第二次世界大戦がヨーロッパで勃発し、調査は中断したままになりました。
- 女性の地位に関する問題に取り組む国際的な努力は、今世紀初頭にはじまりました。その気運は、女性の参政権運動（その発端は1860年代にさかのぼります）によって高まりました。1902年に、オランダのハーグで開催された政府間会議は、婚姻、離婚および未成年者の監護権について、国際基準を設定するための一連の条約を採択しました。その後、間もなく女性と子どもの人身売買を禁止するための類似の条約が採択されました。

[1945年より現在までの活動状況や成果については、Q10参照]

女性の 人権

国連が人権問題を取り上げた理由は？

国連をつくろうという考えは、第二次世界大戦（1939～1945年）の惨禍の中で生まれました。ナチス・ドイツや旧軍国日本との大戦で、数百万の人々が犠牲になり、さらに数百万の人々が避難を余儀なくされました。多くの都市が破壊され、戦争を終結するために協力していた世界の指導者たちは、人権の無視や軽蔑が、人類の良心を踏みにじる野蛮で残酷な行為をもたらしたのであり、言論や信仰の自由があり、恐怖や欠乏のない世界の到来こそが、一般の人々の最高の願望であることを認識して、1945年6月に国連を創設しました。国連は、平和をもたらし、将来の戦争を防止し、将来の世代を救うためには、特に以下の事項を達成することが重要で、そのために世界的な組織を通じて、加盟国が協力する場となるように考えられました。

- ア. 諸国間の友好関係の発展と促進をすること。
- イ. 基本人権、人間の尊厳や価値、ならびに男女の同権についての信念を確認し、そして一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活の向上を促進すること。
- ウ. 加盟国は、国連を通して協力し、人種、性、言語または宗教による差別なく、すべての人の人権および基本的自由の普遍的な尊重および遵守の促進を達成すること。

加盟国が国連を通して協力し、協調した行動をとること。

それは、問題を出して話し合い、解決のために知恵を出し、あるいは知恵を借り、討議を重ね結論を引き出し、国際基準（例えば条約）を設定し、各国が署名・批准して、国内の法律に反映させ、そして履行することです。国連は、そのような国際協力を行なう上での中心となるよう意図されています。

Q5
Q4

女性の 人権

ところで、 そもそも人権とは何ですか？

人権とは、私たち人間が人間として生活し、生きていくために必要な権利です。そして、それは普遍的で不可分です。人権が守られなければ、私たちは、自分自身を十分に成長させることもできないし、私たちの人間としての価値、知能、才能、そして精神的なものを活用することもできません。

ところで、人権について、わが国の憲法（昭和21年（1946年）11月3日制定・施行昭和22年（1947年）5月3日）第14条は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定しています。また同憲法第11条は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と規定しています。これは、その1年前の1945年に採択された国連憲章の原則に合致する内容です。

ホームページ・アドレス及び連絡先

国連女性の地位向上部：www.un.org/womenwatch/daw

Eメール：daw@un.org Fax：+1 212 963 3463

国連人権高等弁務官事務所（ジュネーブ）：www.unhchr.ch

人権侵害に関するホットライン（Faxのみ—24時間）：

Fax：+41 22 917 0092

基本的人権や基本的自由とは？

国連が創られてから、3年後の1948年12月10日にパリで開催された第3回国連総会が採択した「世界人権宣言」(Universal Declaration of Human Rights)によると、基本的人権・基本的自由には様々な種類があります。それらは二つの部類に大別されます。第一部は、「市民的および政治的権利」(我が国での一般的な呼称は「自由権」または「B権」)で、第二部は、「経済的、社会的および文化的権利」(一般的な呼称は「社会権」または「A権」)です。ところで、その宣言は日本での公式和訳では「世界人権宣言」ですが、普遍的人権宣言という意味であり、政治や経済体制の違いや、社会的、文化的、伝統的慣行のいかんに関わらず、適用になる万国共通の基本的な人権および自由を網羅しているのです。その内容は次頁の通りです。

07

06

12月10日は人権デーです

女性の 人権

I. 「市民的および政治的権利（自由権またはB権）」

- ①生命、自由、身体の安全に対する権利
- ②奴隸にされたり、苦役に服すことのない権利
- ③拷問や、残虐で非人道的、屈辱的な取扱いや刑罰を受けることのない権利
- ④どんな場所でも、法の下で人として認められる権利；法の下で平等であり、また、いかなる差別もなく、法の平等な保護を受ける権利；憲法や法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、効果的な救済を受ける権利；勝手気まま（恣意的）に逮捕、拘禁、追放されることのない権利；独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受ける権利；有罪の立証があるまでは無罪と推定される権利；および犯罪が行われた時に適用される刑罰よりも重い刑罰は課せられない権利；私生活、家族、家庭、または通信に対する恣意的な干渉や、名誉、信用に対して攻撃を受けることなく、それらに対して法の保護を受ける権利
- ⑤自由に移転し居住する権利；亡命を求める権利；国籍をもつ権利
- ⑥婚姻し、家庭をつくる権利；単独で、または他の者と共同で財産を所有する権利
- ⑦思想、良心、宗教の自由を享有する権利
- ⑧意見や表現の自由に対する権利
- ⑨平和的な集会および結社の自由に対する権利
- ⑩自国の政治に参与し、等しく公務につく権利など。

女性の 人権

Ⅱ. 「社会的、経済的および文化的権利（社会権またはA権）」

- ①社会保障を受ける権利
- ②勤労の権利；同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利；労働組合を組織し、それに参加する権利
- ③有給休暇を含む休息や余暇を持つ権利
- ④十分に健康で、福祉に配慮した生活水準を保持する権利
- ⑤教育を受ける権利
- ⑥社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、科学の進歩とその恩恵を受ける権利です。

ところで、基本的人権・自由を国家が保障する場合に、「市民的および政治的権利」を与えることは、比較的お金がかからないことであるのに反し、「社会的、経済的及び文化的権利」を保障するのにお金がかかるので、かなりの財源が必要になってきます。例えば、国民一人一人に社会保障を与えたり、勤労して報酬が得られる仕事を確保し、あるいは十分に健康で、福祉に配慮した生活水準を保持させたり、教育を受けさせ、文化生活に参加させ、芸術の鑑賞や、科学の進歩とその恩恵を受ける権利を保障するのには、事実、国家や、個人の経済的、社会的発展も必要不可欠です。

そこで1986年になって新たに基本的人権として加えられたのが「発展の権利」です。10年の歳月を費やして起草された「発展の権利宣言」がその年の国連総会で採択され、1993年の世界人権会議でその権利は人権や基本的自由の不可欠な部分であることを満場一致で再確認しています。経済活動の主要目標が経済金融指数を改善することではなく、人間を個人的にも集団的にも、すべての経済活動の中心に据え、人間を開発の中心課題とし、そして開発の主要な受益者にすべきであるとしています。ただ発展権の実施方法に関して、先進工業国と発展途上国との間にギャップがあり問題は解決されていません。

さらに、未だ記憶に新たなことがありますが、1995年に北京で開催された国連の第4回世界女性会議では、女性の平和・開発（発展）・平等を求める権利が大きなテーマになりました。これら三つのテーマは、21世紀でも女性の人権の促進にあたっての中心課題です。

女性の 人権 RicH

関係する国連の基本的文書は？

八つの主要関係文書があります。それは、

- ①国連憲章 (The Charter of the United Nations、1945年6月26日採択)
- ②世界人権宣言 (The Universal Declaration of Human Rights、1948年12月10日採択)
- ③市民的及び政治的の権利に関する国際規約（通称、自由権規約またはB規約：International Covenant on Civil and Political Rights、1966年採択、1976年効力発生）
 - 1:第一選択議定書 (First Optional Protocol、1966年採択、1976年効力発生)
 - 2:第二選択議定書 (通称、死刑廃止条約：Second Optional Protocol、1989年採択、1991年効力発生)
- ④社会的及び経済的の権利に関する国際規約（通称、社会権規約、またはA規約：International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights、1966年採択、1976年効力発生）
- ⑤女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（通称、女性差別撤廃条約：Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women、1979年採択、1981年効力発生）
 - 1:選択議定書 (Optional Protocol, 1999年国連総会で採択が見込まれる)
- ⑥拷問等禁止条約（通称、拷問及びその他の残酷、非人道的もしくは屈辱的な処遇及び処罰からの保護に関する条約：Convention Against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment、1984年に国連総会で採択、1987年6月に効力発生）
- ⑦子供の権利に関する条約(Convention on the Rights of the Child, 1999年採択・効力発生)
- ⑧女性に対する暴力撤廃宣言(Declaration on the Elimination of Violence against Women, 1993年12月20日、総会が採択)

上記の内、②、③、④の三つの文書を併せて「国際人権章典」(International Bill of Human Rights)と呼んでいます。②の世界人権宣言は国際マグナカルタと言われており、①の国連憲章でうたわれている人権および基本的自由を具体化したものです。採択までに1,400回に及ぶ投票が行なわれ、一言一句が慎重に規定されました。採決は、旧ソ連と東欧圏の6カ国、南アフリカ連邦、およびサウジアラビアの計8カ国が棄権しただけで、反対ゼロ、賛成48の圧倒的多数で採択されました。この宣言は国連加盟国を法的に拘束する力はありません。しかし、人権や基本的自由を尊重するために、すべての国が達成すべき共通の基準を明らかにしたものです。その基準をお手本に、18年の歳月を費やして1966年に採択したのが③と④の二つの国際人権規約です。これらの規約は締約国を法的に拘束する力を持ち、多くの国の憲法に大きな影響を与えてきました。

次に、⑤の文書は、「国際女性権利章典」(International Bill of Women's Rights)という別称があり、女性の権利を実現する上でとても重要な文書です。我が国は、この「女性差別撤廃条約」を1980年7月17日に署名し、1985年6月24日に国会承認、翌25日に批准、そして翌月の7月25日に効力を発生させています。それに密接に関連して1986年4月より政府が施行したのが、「男女雇用機会均等法」です。この条約がなかったら、均等法も、また1999年4月施行の改訂均等法も作られることはなかったと言っても過言ではありません。上記の内、③の1および2の選択認定書へは我が国は未加入です。

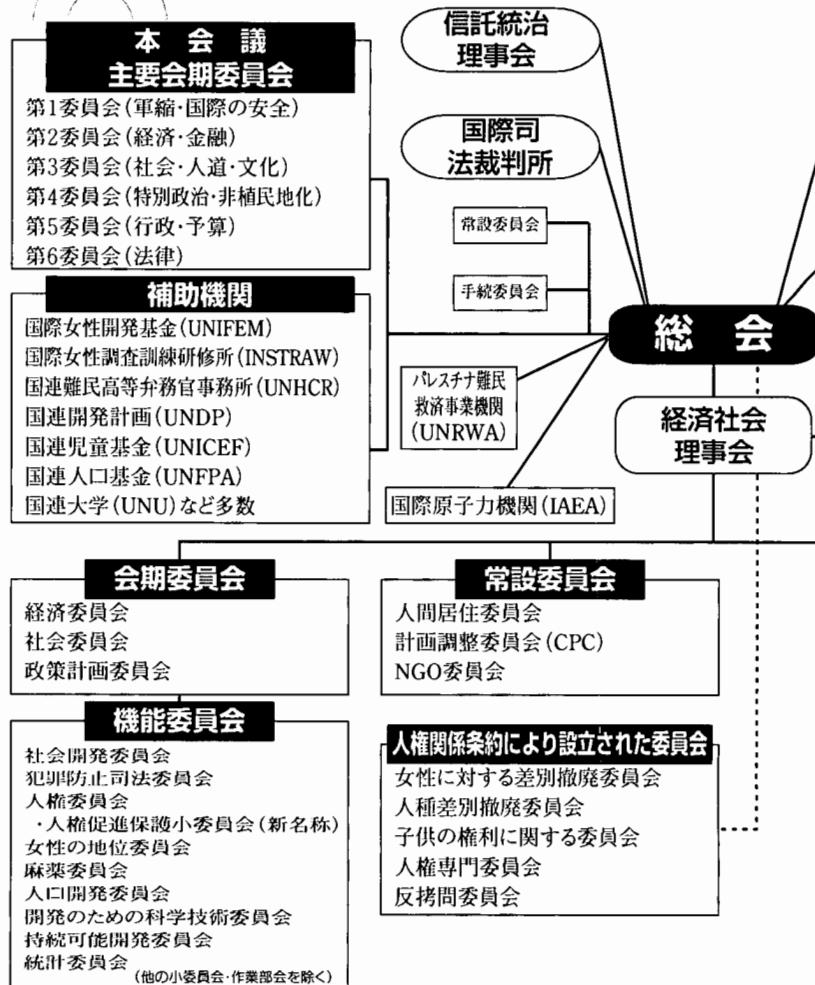
上記⑥の拷問などの禁止条約は、人権擁護の取り組みでとても重要な国際条約です。そのような残酷行為は、政府の官憲が収監中の女性囚や犯罪容疑者に加える性的暴力、強姦などを含み、人間の尊厳に対する犯罪であり、人権と基本的自由の侵害であると規定しています。条約が発効してから12年後の1999年に、ようやく我が国もこの条約を批准することになりました。⑦の子供の権利条約も人権分野で重要な文書です。女性の人権問題と少女の人権問題が密接に関連しています。少女たちの受ける人権侵害も深刻です。⑧の宣言は、家庭内であろうと、一般社会であろうと、女性に暴力をふるい、あるいは心理的苦痛を与える、あらゆる行為を非難し、慣習や伝統、あるいは宗教的な理由を盾に、国家がそのような暴力をなくす責任を回避してはいけないと警告しています。

女性の 人権

国連のどの機関で、どのように審議されますか？

国連が発足した1945年10月24日以来、女性の地位向上や人権分野の活動計画を実施する機関だけでしたが、今や四つの機関にわたっています。それらは、先ず最初に示すとおりです。

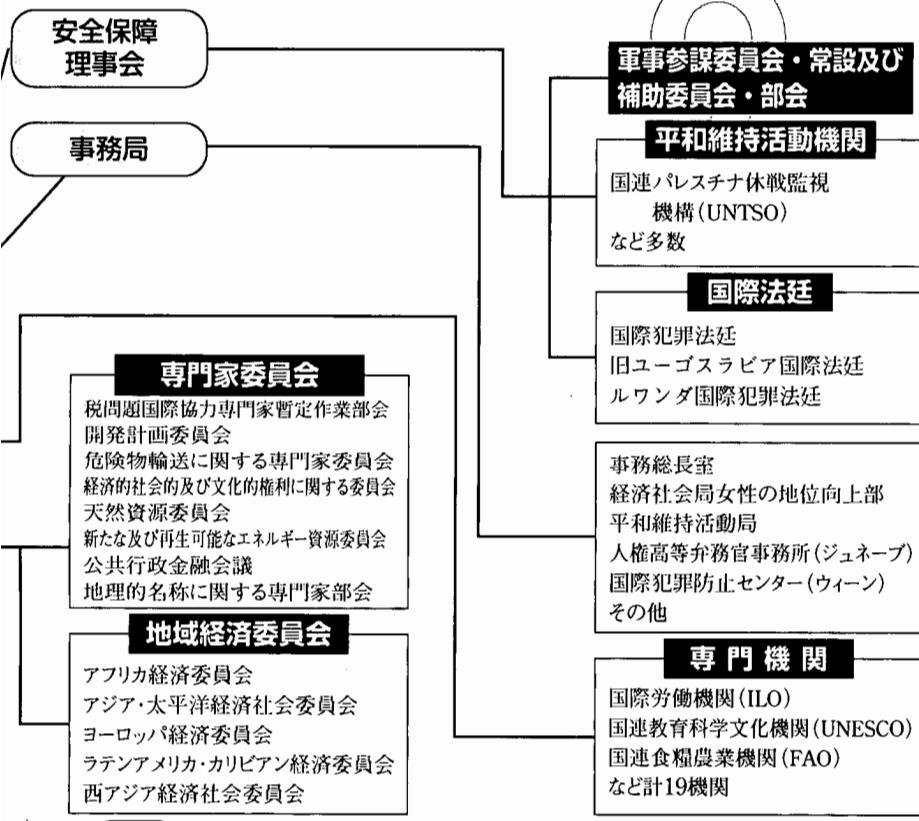
国際連合システム



統括し、あるいは関与し、そして履行してきました。国連の主要な機関は、六つの内、三つ主要審議機関としての①総会、次いで②経済社会理事会、③安全保障理事会、そして④事務

テム

Q9



[注] 主要機関

- 1) 事務局は専門機関及び総会で設立された各補助機関の事務局を除く
- 2) 国連システム間の協調や活動の調整は、「行政調整委員会=ACC」(表記されていない)で行われている。
構成は事務総長、各専門機関及びIAEAの長である
- 3) WTO「世界貿易機関」はGATTに代わって設立された機関で国連と協力関係にあるが、専門機関でなく、国連システムに入っていない
- 4) 国連人権センターは人権高等弁務官事務所に吸収合併された。

(機構図は国連発行の資料による(1999年9月現在))

国連の 人権

国連システムの中で総会は、国際平和や安全の維持に関して、安全保障理事会が与えられた任務を遂行中の事項を除き、すべての問題の最高意思・政策決定機関です。それは全加盟国で構成しているので、総意を反映するからです。各々の議題につき、総会本会議での決議の採択後、その関連する要請事項は、経済社会理事会へ送られ、そこから機能委員会へ、さらに必要があれば小委員会へと送られます。要請に応えるための勧告と報告書は、逆のチャネルで総会へ送られます。つまり、小委員会から機能委員会の人権委員会へ、あるいは女性の地位委員会から経済社会理事会へ、さらに、総会へと送られます。各段階で審議され、票決が行われます。そうすることにより多くの国の代表が審議や票決に加わり、よりバランスがとれ、普遍性が増すことになります。総会での決定は、経済社会理事会から報告書とともに上がってきた勧告に基づき票決するか、提出してきた報告書に対して“留意をした”という形で行なうか、または独自の決定を下すかの何れかです。ですから下部機関だけの単独の議決では国連の最終決定にはなりません。

採択された決議の中で事務局に対する要請は、すべて事務総長に宛てられます。研究や調査をして報告するようにとの多くの要請がありますし、特定の活動計画の履行、広報活動、国際会議、セミナーの開催を要請するものなど種々様々です。それらがすべて事務局の遂行する活動事業になり、実施のため担当部局にまわされます。財政危機のため、予算の上限が決められているので、すべての要請が実施可能とはなりません。新しい要請を履行するのに、優先順位の低い事業を順延することもあります。2年毎の予算措置のために、事業計画全般を経済社会理事会下のプログラム調整委員会が審査し、総会に勧告を行ないます。事務局は様々な活動を遂行しますが、関連問題の研究・調査を行う機関でもあります。

国連での、

過去50年以上の審議の成果は？

Q10
Q9

のような年代順の記録を見てみましょう。

平等の法的基礎の確立に重点（1945年～1962年）

1945	経済社会理事会は人権委員会の下部機関として、「女性の地位小委員会」を設立
1946	上記小委員会を人権委員会と同格の「女性の地位委員会」に格上げ
1948	世界人権宣言の採択
1949	総会が「人身売買および他人の売春から搾取の禁止に関する条約」の採択
1951	国際労働機関（ILO）が「同等の労働に対する男女の同等の賃金に関する条約」を採択
1952	総会が「女性の政治的権利に関する国際条約」の採択。男女間の平等な権利の原則を包含する法的責任を締約国に負わせている最初の国連条約
1954	総会は、女性が世界人権宣言の規定に矛盾して、「古代法や古代の慣習・慣行」に服従させられていると非難し、それらを廃止するよう加盟国に要請
1955	ILOが「妊娠婦保護条約」を作成
1957	総会が「既婚女性の国籍に関する条約」を採択。夫のとる措置に関係なく、妻が自分の国籍を保持する、あるいは変更するかの選択権を女性に与えているもの
1960	ILOが「雇用と職業についての差別撤廃に関する条約」を採択。また国連教育科学文化機関（UNESCO）が「教育における差別撤廃条約」を採択
1962	総会は、加盟国国内の立法により、配偶者双方の同等な権利を保障するために、「婚姻の同意、婚姻の最低年齢及び登録に関する条約」を採択

女性の 権利

開発における女性の役割の認識を高める（1963年～1975年）

1963	総会は、女性の権利が侵害されている分野を認識し、関係する委員会に対し「あらゆる形態の差別撤廃に関する宣言」の起草を要請
1966	国連女性の地位委員会が、差別撤廃宣言の最初の草案を提出 総会が二つの国際規約と一つの選択議定書を採択：「市民的、政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、及び前者に対する選択議定書（死刑廃止に関する条約）
1967	総会が「女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する宣言」を採択。これは、法的にも、事実上でも、男女平等の原則を世界中で認識するため
1968	上記宣言の規定を各國政府が履行することに関し、経済社会理事会がその履行状況の報告制度を開始
1969	総会が国連事務局の中に均等に女性が雇用される機会を与えるよう勧告
1975	国連の第1回世界女性会議がメキシコ市で開催。国際女性年で国内的、地域的、国際的な行事が展開された。その会議で採択された行動計画は、あらゆる形態の性差別撤廃に関する国際条約の採択を求める勧告をする。総会が、初の「女性の10年」（1975～1985）を指定し、テーマを「平等、開発、平和」とした。女性の地位を改善するための、広範な活動を展開することになる。

国連女性の10年（1976年～1985年）

1976	開発途上国女性の開発プロジェクトを支援するため、国連女性任意基金が設立される。 総会が国際女性調査訓練研修所 (INSTRAW) をドミニカ共和国サントドミンゴ市に設立。目的の一つは、経済的、社会的、政治的分野に女性を完全に参加させるための支援。
1979	総会が「女性差別撤廃条約」を採択。そこには、基本的人権を女性が平等に享受することを妨げる性に基づくあらゆる区別を差別というと定義付ける。
1980	国連が第2回世界女性会議をコペンハーゲンで開催。 前回世界会議の目標に追加する二つの目標 ①国連女性の10年の中間点で、前回の目標履行状況の考察 ②1975年世界行動計画の更新。上記条約の署名開始。
1981	「女性差別撤廃条約」が効力を発生。 (締約国が20以上になる)
1985	国連がナイロビで第3回世界女性会議を開催。これは「国連女性の10年」の終了を記すもので、「ナイロビ将来戦略」を採択した。そこには、教育や訓練を十分に受け取ることを含む、すべての政治的、社会的、経済的分野に、男性と平等なパートナーとして女性が益々参画することを求めていた。「国連女性10年のための任意基金」が恒久的自治機関として「国連女性開発基金」(UNIFEM) に改名。これは開発途上国農村地域の女性に恩恵をもたらす事をねらっている。

Q10

女性の 人権

平等、開発、平和に向けて（1986年～1995年）

1986	最初の「開発における女性（WID）の役割に関する世界調査」が国連より発行。
1988	女性問題担当の国連事務局が部に昇格される。国連女性の指数と統計データベースが、女性に関する世界統計編纂のフォーカルポイント（接觸点）として活動可能になる。
1990	国連女性の地位委員会が「ナイロビ将来戦略」の実施状況を検討し、第4回世界女性会議の開催を勧告。経済社会理事会が1988年に採択した「女性と開発のための国連システム中期計画」が始まる。
1991	国連が「世界の女性：傾向と統計」を刊行。これは世界中の女性の状況についての資料の編集。
1993	国連がウィーンで世界人権会議を開催。「女性の権利は人権である」とウィーン宣言で明記する。国連総会が「女性に対する暴力撤廃に関する宣言」を採択。さらに、同世界会議の勧告に従い、総会は人権高等弁務官の任命を決定した。すべての人権を効果的に促進・擁護すること、人権に関連する国連システム傘下の機関から与えられる任務を履行し、人権尊重の確保のため、すべての政府と対話を行うことが目的。
1994	人権高等弁務官が任命される。 国連人権委員会が「女性に対する暴力に関する特別報告者」を任命。特別報告者は、女性に対する暴力や、その原因及び結果に関する情報を、政府や条約下で設立された機関や、専門機関、NGO等の団体から提出を求め、受領して調査を行い、女性に対する暴力をなくすための手段について勧告を行う。
1995	国連が北京で第4回世界女性会議を開催。テーマは「平等、開発、平和」で、21世紀とその後に向けた女性の地位向上を求める地球規模の課題を提起。女性の人権が護られるべき12の深刻な領域（Q12参照）に焦点を当て、行動綱領を採択。 国連創立50周年記念の行事が開催され、グローバルな女性運動に対する貢献を含む成果に対して貢献が称えられた。国連人権教育の10年（1995～2004年）が始まる。

2000年および21世紀に向けて12の領域の深刻な問題との
取組み（1996年～2000年）

1998	世界各地で「世界人権宣言採択50周年記念」が祝われた。
1999	国連総会が「女性差別撤廃条約」の選択議定書を探査する見込み。この議定書は、国がその締約国であることを条件に、女性は個人でも集団でも権利の侵害を条約下の機関に通報し、権利の侵害状況について調査を開始することを認める画期的な条約となる。
2000	北京会議+5のため、6月に国連特別総会開催される。

Q11
Q10

女性の人権、あるいはすべての人の人権を擁護するための条約は、国連を中心として行われた国際協力の成果であり、各国が履行すべき国際基準を設定しています。国が条約に署名し、批准することは、その国際法を受入れて、国内で国際基準を実施するということであり、そのために国内法を改正し、あるいは新たに法律を制定しなければなりません。国はそのような措置をとる義務を負うことになります。その国、つまり締約国は、国内での履行状況が関連条約下で設立された専門委員会により、定期的にモニター（監視）され、そのために報告書の提出が義務づけられています。

条約の批准は、なぜ必要なんですか？

今、
何が最
も問題
なの
です
か？

1995年に北京で開かれた第4回世界女性会議で採択された行動綱領の中で、グローバルな規模で女性が直面している深刻な問題領域を、国際社会が2000年に向けて、国内的、地域的、及び国際的に取り組みを強化しなければならないとして、下記の12領域を特定しています。

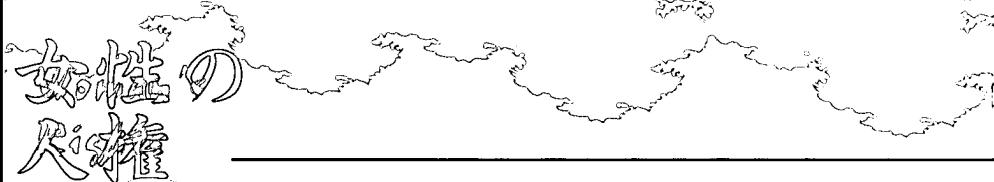
- ①貧困のしわ寄せが、執拗に、そしてますます女性の負担になってきている問題
- ②女性に教育やトレーニングを受けさせる機会が不平等で、不足している問題
- ③女性が健康管理や、その関連のサービスを受ける上の不平等、かつ不十分である問題
- ④女性に対する暴力の問題
- ⑤外国の占領下で生活している人たちを含め、女性に与える武力紛争や他の種の紛争の影響
- ⑥経済構造や政策における女性への配慮の不平等性、及びあらゆる形態の生産活動、及び資金入手するための不平等性
- ⑦すべてのレベルでの権限や政策決定を行う上での、男性及び女性間の不平等問題
- ⑧女性の地位向上を促進するための機構がすべてのレベルで不足している問題
- ⑨女性の人権の促進や擁護を軽視していること、さらにその施策が不十分である問題
- ⑩メディアが女性について定型化した考え方を持っていること、そしてすべての情報システム、ことにメディアに女性が利用し、参加する機会が欠如している問題
- ⑪天然資源の管理や、環境保全領域への女性の参加が不平等である問題
- ⑫少女の権利に対する執拗な差別や違反がある問題

女性に対する差別とは？

1979年12月18日に国連総会が採択した、「女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（通称、女性差別撤廃条約）」第1条の定義によると、この条約の適用上、「女性に対する差別」とは、「性に基づく区別、排除または制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野においても、女性（婚姻をしているか否かを問わない）が男女の平等を基礎として人権および基本的自由を認識し、享有し、または行使することを害し、または無効にする効果または目的を有するものをいう」としています。

「世界の女性たちは、各々の相違が何であれ、共通していることは、不平等な取り扱いを受けていたり、あるいは受けた経験を持つことである。その中でも、自分の子どもたちにパンも与えられず、学校にも行かすことが出来ず、また病気になっても子どものために薬も買えない女性ほど、差別を受けている女性はいない。」

（1975年6月19日、メキシコ市における国連の第一回女性会議
メキシコ大統領ルイス・エチュベリア・アリバレスの開会演説より）



女性に対する暴力とは何ですか？

国連女性地位委員会の勧告に基づき、そして世界人権会議での支持を得て、1993年12月20日、総会が採択した「女性に対する暴力撤廃宣言」の第1条は、初めて、女性に対する暴力を次のように定義しています。つまり、「ジェンダー（性差）に基づく暴力が、それが一般社会の場で起ころうと、あるいは私生活内であろうと、女性に対して与える身体的、性的、および心理的危険や苦痛や、そして、そのような行為の脅迫、威圧、または自由の恣意的な剥奪をもたらす行為、あるいはもたらすかもしれないような、すべての行為を意味する」としています。

第2条では、女性が世帯の内外で受ける暴力や、国家が犯す暴力、または日常的には見過ごしている暴力のタイプを次のように明記しています。

- ア) 家庭内で発生する身体的、性的および心理的暴力で、殴打すること、世帯内での少女に対する性的虐待、結婚持参金に係わる暴力、夫婦間における強姦、女性の性器切除、およびその他、女性に有害な伝統的慣行、非配偶者間の暴力、および搾取行為に關係する暴力を含む。
- イ) 一般社会内で発生する身体的、性的および心理的暴力であって、強姦や性的虐待、職場や教育機関および他のすべての場所での性的嫌がらせ（セクシャルハラスメント）や脅迫、女性の人身売買、および強制売春を含む。そして、それだけに限定しない。
- ウ) 国家により犯され、あるいは大目に見過ごされている身体的、性的および心理的暴力。

女性に対する暴力は、人類の文明と同じように古い歴史があり、両性間の不平等な力関係を証明するもので、男性による女性の支配をもたらし、そして女性に対する差別へと導き、女性の十分な向上を阻害してきました。女性に対する暴力は、きわめて重要な社会的仕組みの一つであり、それにより女性が男性と比較して、従属性的な立場に置かれることを強いてきました。

数々の集団の女性たち、例えば、少数民族の女性たち、先住民の女性、難民女性、移住労働者の女性、農村や僻地社会の女性たち、貧困層の女性、施設や収容所に収監されている女性、少女、そして障害を持つ女性や高齢の女性、さらに武力紛争下の女性は、特に暴力を受けやすい状況にあります。

女性に対する暴力が国際的な注目を引くようになったのは1975年、メキシコ市で最初の世界女性会議が開催されたときです。国連女性10年（1976～1986）の期間中、ジェンダーに基づく暴力問題が、80年代後半には優先事項になりました。暴力の犠牲者に対する同情と関心が高まり、国連内の機関やNGOの働きかけにより、行動を起こす機運が急速に高まりました。1985年の第3回世界女性会議が採択したナイロビ将来戦略の中で、ジェンダーに特に関係する暴力は、重大な人権侵害であるとの認識が高まり、国内的、地域的、国際的レベルで遂行する行動計画の枠組みが採択されました。

1993年、世界人権会議が採択したウィーン宣言の中で、女性に対する暴力は人権侵害であると見なし、その暴力の言語道断な性質や、人権に及ぼす深刻な側面を認識し、国際的な関心を高める役割を果たしました。さらにこの問題に一層の国際的関心を集めたのは1994年3月で、国連人権委員会が、ジェンダーに基づくすべての暴力行為を非難し、「女性に対する暴力問題担当特別報告者」を任命したことでした。この特別報告者は、そのような暴力に関する情報や、原因および結果に関する情報を収集し、暴力根絶のために、国内的、地域的、国際的レベルでとるべき方法を勧告し、国際世論を高めるのが任務です。そのために、特別報告者は、人権委員会や女性の地位委員会と密接に作業を進めています。この分野で特別報告者が提出した報告書に旧日本軍に徴用された「慰安婦」の問題があります。日本の法的責任と責任者の訴追と処罰を求める報告書を提出しており、その成り行きに、国内的にも国際的にも高い関心が集まっています。

女性の 人権

女性に対する家庭内暴力とは？

詳細はQ14を参照のこと。家庭内暴力（親密な関係にある人間同士の間の暴力）は犯罪（暴行傷害）です。そして、それは国境、文化、階級を越えて国際的な問題になっています。世界的に見ても、女性に対する暴力の多くが家庭内で起こっています。暴力は、国連の提供した難民キャンプ内でも頻発しています。UNDPの「1999年人間開発報告書」は、すべての女性の25%から50%が身体にそのような暴力を受けていると述べています。家庭内暴力は、法律で禁じている国が多いにもかかわらず、女性に対する暴力の主要な原因になっています。男性に女性を殴る権利がある国があり、女性を殴っても罰を受ける恐れのない国もあります。そして多くの国で、家庭内の問題と暴力が深刻に取り扱われていないのが実状です。人権の否定が容認されている証拠です。

女性にしろ、男性にしろ、暴力を受ける状況下では、人間としての尊厳が護られないし、人間として生きていくために必要な基本的人権を享受できません。勿論、男女平等は達成できません。

ドメスティック・バイオレンスとは？

アメリカでは、年間400万件にのぼる家庭内暴力が警察に報告され、その内約20%は男性による女性や子どもに対する暴力といわれています。

連邦捜査局の調査によると、6時間に1人（一日に4人）の割合で女性が夫やパートナーに殺害されていると報告しています。

日本ではようやく1999年10月、夫やパートナーからの暴力についての全国調査が行われています。

武力紛争下で女性の人権を擁護するには？

現在のところ、まだ決定的な手ではありません。ただ、近年のルワンダや旧ユーゴスラビアでの紛争後の処理で見られるように、大量虐殺や、強姦など、国際人道法に違反した犯罪行為に対して、国連が設立した国際犯罪法廷で政府の最高責任者や、軍人、民間人を含む犯罪容疑者を起訴し、逮捕し、裁判にかけて法的な責任を問う準備が整っています。しかし、武力による紛争を起こす行為そのもの、すべてを人道法に違反する行為として確定し、違反者を逮捕し、裁判にかけて罰しない限り、予防方法が十分であるとは言えないでしょう。

近年、政府軍の軍人、殊に国連の平和維持活動に従事する軍事要員などに対して、人権教育もカリキュラムに入れて実施している国が増えてきていることは、歓迎すべきことです。しかし、現在の武力紛争の形態を見ると、国家やその政府軍が直接関与する従来型の国家間戦争が減少している反面、内戦型の紛争、例えば、民族解放戦争、騒乱、ゲリラ戦、テロ、暗殺など、従来の戦争形態をとらない、相争っている集団間の政治・軍事衝突などが増加しています。事実が物語るように、いずれの武装集団も人権に配慮し、女性や子どもに優先権を与えて戦争し、あるいは紛争しているのではありません。人々はどの武装集団からも危害を受けていますし、事実、その犠牲者に女性や子どもたちがはるかに多いのが実態です。それらの紛争は、第三世界に局地化されることが多いのですが、地域や国際的安全に密接に関係を持っています。

難民キャンプにおいては、食糧の確保はしばしば国連やNGOによって用意される。従ってそこでは日常の性役割である「家族の食の担い手」「作る人」関係に変化が起こり、男性の難民の多くは、環境の変化と共に担い手としての「権威」を取り上げられ、イライラして妻に暴力をふるうケースがしばしば見られる。

女性の 人身売買は、 なぜ現代版奴隸制度と言われるのですか？

現代の女性の人身売買は、グローバルな“産業”になっています。国境を越え、文化を越え、そして、それは女性からの性的搾取で成り立っています。女性の人身売買は、昔から売買春のために国境を越えて行われてきましたが、近年は、人身売買は郵便で注文できる花嫁として、あるいは家庭内の使用人として、正体を隠して行われています。そのような女性たちは、通常、東南アジアや南アジア、ラテンアメリカ、東ヨーロッパの貧しい国から、経済的に豊かな国へ売買されてきますが、時には貧しい農村地帯から誘拐され、自国と外国の両方の都市で売買されています。

20世紀末にもかかわらず人身売買も買春とともに全盛です。絶対的貧困層（極貧で、適切な住居も職もなく、糧を得るために、その日ぐらしをしている人達）で生活している女性や家族の数が増加しているからで、経済的な福祉を得たり、進歩をするための、現実的な代替の産業・仕事が欠乏しているからでもあります。しかし人身売買は、ある国や地域の豊かさのせいであり、それが男性たちに買春を許し、そしてより多種類のセックスを手に入れられるからです。ある少女たちは、性産業で働くことを選ぶかもしれません。それは、貧しい女性たちにやれる他の仕事よりも、収入が多いからです。また十分な教育を受けていないため他の仕事につけない場合も多くあります。しかし、多くの女性たちの場合、その決定は、自分たちではどうすることもできません。世界中で、何万人もの少女や女性が、自分たち自身や子供たちを飢餓から護るために、売春を強いられています。性産業で働く女性や少女たちは、過酷な状況の下で一日10～12時間働かされています。そして雇主たちに暴力をふるわれたり脅かされて、収入を管理されています。現在、エイズが彼女たちの生命を脅かす新たな脅威となっています。

女性の RiHAKU

このような状況に対して、1949年に総会が採択した「人身売買および他人の売春から搾取の禁止に関する条約」には欠陥があり、適用ができない状況にあると言われています。それは犯罪の抑制に主眼が置かれ、売春を強いられている女性たちの人権に配慮が払わられていないからです。買春をする男性は何の咎めも受けず、人身売買を行なう組織犯罪も見逃されています。そのような状況に対して、すでに多数の民間団体がイニシアチブを取り、国際的なネットワークを作りそれらの少女や女性の生活を改善するために積極的な取組みを行っています。

目下、国際的レベルでは国連が、「国境を越える組織犯罪防止条約」を補足する、人身売買取り締まりに関する選択議定書を起草中です。さらに地域レベルでは、南アジア諸国の首脳を中心に、売春を目的とした女性と子どもの人身売買を取り締まる地域条約を作成中です。そして、国内レベルでは、すでにイタリア、ウクライナ、スウェーデン、および米国を含む数々の国で人身売買の取り締まりが立法化されています。これらの法律は、買春をする男性たちも処罰の対象に含まれます。

日本でも1999年11月1日より「子ども買春・子どもポルノ禁止」に関する法律が施行され、遅ればせながら買う男性が処罰の対象になります。

国連の発表によると、世界の人口は、1999年10月12日に60億人に達しました。この内、極貧層の人達は15億人と推定されています。4人に1人の割合で貧困にあえぐ人達がいることになります。

女性の 人権

人権問題は、 国内問題ではないのですか？

ある幾つかの国は、人権問題は純然たる国内問題であると主張しています。その論拠は、憲章第2条7項の規定、つまり、「この憲章のいかなる規定も、本質上いずれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国際連合に与えるものではなく、また、その事項をこの憲章に基づく解決に付託することを加盟国に要求するものでもない。ただし、この原則は、第7章に基づく強制措置の適用を妨げるものではない」を盾にしているのです。

しかし、欧米を中心とする多くの人権擁護推進派の国々は、その主張に真っ向から反対し、次のような立場をとっています。先ず第一に、人権は普遍的であること。国際条約である国連憲章を批准し、基本的人権の原則を受け入れて国連加盟国になっていること。様々な国際人権条約を批准して加盟国政府が法的に拘束されていること。次に、国連憲章第1条3項および第56条の規定では、なかんずく「人種、性、言語又は宗教による差別なく、すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するよう助長奨励することについて、国際協力を達成すること」と明確に規定されていることなどを挙げています。それに、加盟国を純然と法的に拘束することにはならないのですが、世界人権宣言を初め、国連が採択した他の数々の人権関係の宣言を、すべての政府が支持する義務を負う必然性があると言えるでしょう。

世界の 人権

近年、事実が証明しているように、政府が国内の管轄権を行使できない状況に陥り、住民の生存が脅かされ、あるいは人権がおびただしく侵害されて、国際社会全体の安全にとって脅威となる状態が数多く発生しました。そのような場合、国際社会は座して静観していることを許されるでしょうか。

人権は国家の安全保障や経済戦略および地域の伝統の利権に従属すると主張する政府により、人権の普遍性が危険にさらされます。とくに女性の人権について、制限的な見方をして、自国の文化、価値観、伝統および社会的、経済的、政治的状況に留意して女性の向上のための政策を立案し、採用し、履行する権限が国家にあるとの主張がまかり通った経緯がありました。それは1995年の北京会議の準備段階でのことで、1994年6月、ジャカルタで開催された会議でした。21世紀の女性の人権問題に取り組んでいく上で、国際社会が警戒を要するポイントです。

ところで、1999年国連総会の初段階で注目を集めた議論が、加盟国元首や代表たちの一般演説の中で行われました。コフィー・アナン事務総長の開会演説の、「人権か主権か、どちらが重要か」、「人道的な理由で、国連が国の主権を越えて軍事介入できるのか」という問いかけに応える形で、多くの国の見解が表明されました。“人権問題は国内問題である”とするアジアの大団を中心とする数々の国々と、“そうではない”とするヨーロッパ諸国とを明白に二分する議論でした。そのような軍事介入があると、小国の中は転覆されるとか、主権は強化すべきであるとか、人権を真に重んじるなら、大量破壊兵器を生産し貯蔵する訳がないとか、興味ある発言がありましたが、議長の裁量で有意義な議論の決着は後日にもちこされました。世界人権宣言採択50周年記念を祝ったばかりの国際社会にとって、21世紀に向かうにあたり、人権の普遍性を、繰り返し、再確認する必要があるようです。

世界の 人権

NGO

(非
政
府
組
織)

の
役
割
は
?

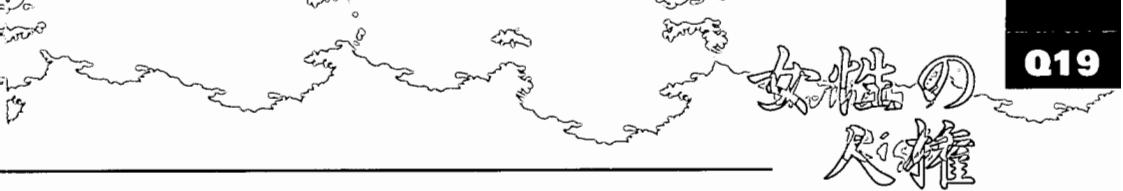
初の世界女性会議が1975年に開催された頃から、世界で多くの女性組織が作られました。草の根レベルの小規模な組織から、経済社会理事会との協議資格を有する、多国にわたる民間団体ともつながりを持つ規模の国際NGOまで、種々様々です。民間の人権組織の活動は、それこそ基本的人権である、市民的・政治的权利の正当な行使なのです。

しかし、すべての政府がそのような権利を認めている訳ではありません。ある団体は政府の弾圧を受けているものもあり、活動家が暗殺されたり、その標的にされている活動家もいます。また、ある団体は政府の厳しい統制により、活動ができなかつたり、解団しなければならないものもありました。

女性組織や人権団体は色々な分野で献身的な活動を展開しています。例えば、失踪した人達を捜すもの、暴力を受けた女性のカウンセリングをするもの、シェルターを運営するもの、貧困女性を救援をするもの、公平な裁判が受けられるように支援する弁護士たち、人権教育の普及や、女性自身の自覚と啓蒙に専念するもの、そして、勿論、政府の施策をモニターしてオブズマンの役割をするものなど様々です。どんなものであれ、これらの活動は、結果的に政府機関が人権侵害を防止し、人権を擁護する施策を効果的に行なう上で、重要な役割になっていきます。

また今日では、「北」(欧米を中心とした先進国)の人権を自由権として意識するNGOに対し、80%を占める「南」の人々からは社会権を重んじる人権の概念が少しづつ注目されNGOの中でも発言されるようになってきました。

人間が人間として生活し、生きていくために必要な権利に対する「人権」の概念は、これからも「幸福」「豊かさ」などの概念が変化するにつれてますます多様化し、NGOの活動に影響を与えると考えられます。



国連が創立以来、55年にわたって女性の人権や地位向上の分野で達成してきた成果は、以上のような献身的で、活力、独創力に満ちたNGOの密接な協力と貢献があったればこそなのです。1995年に北京で開かれた第4回世界女性会議には、約2,100の民間団体から5,000名の代表が参加し、約30,000名の個人がNGOフォーラム95に出席しました。そして1993年にウイーンで開催の世界人権会議には、約800の民間団体が参加したとの記録があります。国連憲章の起草に貢献したNGOが約40だけであった1945年に比べて、いかに多数のNGOが女性の人権や地位の向上に高い関心を示し、会議の成果に貢献してきているかが判ります。NGOの参加は国連の大会議だけではありません。毎年開かれる女性の地位委員会や人権委員会、人権小委員会、それに条約下の専門委員会にも沢山のNGOが参加して発言し、政府代表の発言にも目を光らせて、建設的な提案を行なっています。女性の人権を促進するために、一人でも多くの人達の声をNGOの活動に参加することを通して、届けることが重要です。

女性の 人権

なぜ、 アジア女性基金も取り組んでいるのですか

第二次世界大戦において、いわゆる従軍慰安婦として心身にわたり、癒しがたい傷を負われた女性たちの苦しみと悲しみを決して忘れることはできません。アジア女性基金は、それらの元「慰安婦」の方々への国民的な償いを行うことと、歴史を教訓として、過去のような不幸な出来事が二度と繰り返されないように、女性の尊厳と名誉に関わる今日的な女性の人権問題の解決に資するよう、政府と共に取り組むことも一目的にしているからです。

1995年7月の設立以来、基金が後者の目的で取り組んできた活動には、例えば次のものがあります。

1. 96国際フォーラム「女性の人権とは」：

国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）と共に、
1996年8月、於東京（国連大学）及び京都

2. 「女性並びに子供に対する国際的人身売買及び商業的性的搾取に関する国際会議」：

フィリピン政府子供の人権特別委員会との共催、ESCAP、
ILO、UNICEF等との協力による。1997年11月、於マニラ市

3. 「女性の国際的人身売買に関する地域会議」：

ESCAP、ILO、IOM及びタイ政府女性委員会と共に、
1998年11月、於バンコック市（ESCAP）

4. 国際専門家会議及び公開フォーラム「紛争下における女性の人権」：

国内外より計20名の専門家が参加。1999年9月、於京都

参考資料

- “The United Nations and the Advancement of Women - 1945-1996,” published by UNDepartment of Public Information (UNDP)
- “The United Nations and Human Rights - 1945-1995,” published by UNDP
- “The Basic Fact about the United Nations - 1998,” published by UNDP
- “United Nations Handbook 1998,” published by the New Zealand Ministry of Foreign Affairs
- “Image & Reality - Q&A about the United Nations,” 1996, published by UNDP
- “Everything you always wanted to know about the United Nations,” 1997, published by UNDP
- “UN In Brief,” 1999, published by UNDP
- “Preventing War and Disaster, A Growing Global Challenge,1999 Annual Report on the Work of the Organization, by Kofi A.Annan,Secretary-General of the United Nations,” 1999, published by UNDP
- “Platform for Action and the Beijing Declaration - Fourth World Conference on Women,Beijing,China,4-15 September 1995,” published by UNDP
- “The Advancement of Women - Note for Speakers,” 1995, published by UNDP
- 「ユニセフ世界子供白書－1996年」UNICEF
- 「世界の女性と人権一紛争と変革のなかで」(1995年)著者アムネスティ・インターナショナル、明石書房
- 「アジア女性基金フォーラム－女性と人権、アジア女性基金の取り組みと直面する問題」(1999年)アジア女性基金発行
- 「女性に対する暴力－その原因と結果－報告」(1999年)
- ラディカ・クマラスワミ、国連人権委員会特別報告者、アジア女性基金発行
- 「女性の国際的自身売買に関する地域会議報告書」(1999年)
- アジア女性基金発行

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)

アジア女性基金は、1995年7月、かつて日本軍が関与して「慰安婦」とされた被害者の癒しがたい苦しみを受け止め、少しでもその苦しみが緩和されるよう力を尽くし行動するために、市民と政府が一体となって発足いたしました。基金の目的の一つは、被害者への国民的な償い事業で、1) 被害者の苦悩を受け止め、償いを行う事業 2) 国としてのお詫びと反省の表明 3) 政府資金による医療・福祉支援事業 4) 「慰安婦」問題を歴史の教訓にするための事業が上げられます。

また同時に、女性に対する差別や暴力が「慰安婦」問題を生んだ背景にあるとの認識から、「いま」女性が直面している女性への暴力や人権侵害に対して積極的に取り組み、二度とそのような問題を生まない社会をつくるためのプログラムや活動を行っています。

それには国際会議の開催、女性の人権問題に取り組んでいる女性並びに人権活動団体への支援、女性に対する暴力や人権侵害の原因と防止に関する調査・研究、被害女性への支援活動を行っている人々への研修、一般社会への女性の問題に関する啓発活動などがあります。

基金の事業や活動についてのお問い合わせ、出版物のリスト等をご希望の方は、下記の住所にご連絡下さい。なお、インターネットでも基金の活動はご覧になれます。

〒107-0052

東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックス

TEL 03-3583-9322 FAX 03-3583-9321

e-mail:dignity@awf.or.jp

website:<http://www.awf.or.jp>